

埼医業Ⅱ第　１７４号
令和２年４月１５日

郡市・大学医師会長　殿
（医療保険担当理事　殿）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　廣　澤　信　作）



新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた
診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

今般、新型コロナウイルス感染症拡大に際して、時限的・特例的な取扱いとして、初診や再診を電話や情報通信機器を用いて実施できることとなりました。

これにつきまして厚生労働省は、電話等により診療を実施する医療機関を国民に公表することとしており、このたび別添のとおり埼玉県から本会に対しまして一覧の作成にかかる協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員へ周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、周知方法及び手順につきましては、別紙のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ】
県医療整備課　　電話０４８－８３０－３５３５

（本通知は、令和２年４月１３日付埼医業Ⅱ第１４２号の下段※にかかる通知です）

担　当：業務Ⅱ課　藤崎
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515



別添資料

電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関に対する調査について
（調査概要）

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和２年４月１０日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、以下の【調査１】【調査２】の２つの報告を実施してください。

【調査１】電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の調査

（１）提出書類

別紙１－２「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」

※ Excel ファイルでの提出とすること。

（２）提出先

埼玉県保健医療部医療整備課医務担当　a3530-03@pref.saitama.lg.jp

（３）提出締切

令和２年４月２０日（月）１７時　必着

※ 上記提出期限後についても、新たに電話や情報通信機器を用いた診療等を実施することとした場合には報告をお願いします。

【調査２】電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査

（１）提出書類

別紙２－２「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」

※ Excel ファイルでの提出とすること。

（２）提出先

埼玉県保健医療部医療整備課医務担当　a3530-03@pref.saitama.lg.jp

（３）提出締切（毎月）

各月第２週の水曜日までに前月分を提出すること。

各報告様式及び厚生労働省からの通知は、以下の Web ページからダウンロードできます。
埼玉県ホームページ
「厚生労働省等からの通知（医療機関の管理に関すること等）令和元年度以降」
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html

＜問合せ先＞
埼玉県保健医療部医療整備課医務担当
電　話：０４８－８３０－３５３９
メール；a3530-03@pref.saitama.lg.jp

別　紙

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を
実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（周知方法等）

①埼玉県保健医療部長から県医師会長へ会員への周知依頼

↓

②県医師会長から郡市医師会長へ会員への周知依頼

↓

③県医療整備課から郡市医師会事務局長へ電話にて周知（協力）依頼

↓

④郡市医師会長から所属会員あて周知

↓

⑤会員が県医療整備課のホームページを確認（様式のダウンロード）

↓

⑥新型コロナウイルス感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、
ダウンロードした様式【別紙1-2】に入力を行い、県医療整備課へ電子メールにて提出
※令和2年4月20日（月）17時で一旦締切り
※上記提出期限後についても随時提出が可能

↓

⑦県医療整備課で提出があった医療機関名等を厚生労働省へ報告し同省が公表

↓

⑧別紙1-2を提出した医療機関は、毎月、県医療整備課へ様式【別紙2-2】を電子メールにて報告

※上記、県医療整備課に報告を行わない場合でも、電話や情報通信機器を用いた診療を実施することは可能です

別添

事　務　連　絡
令和２年４月１５日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた
診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、令和２年４月１０日付け事務連絡により、厚生労働省医政局医事課から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、別添資料のとおり医療機関に対して報告を依頼することとなりましたので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

また、郡市医師会に対しましては、電話にて別途依頼させていただきます。

なお、厚生労働省からの通知及び報告様式については、医療整備課のホームページに掲載していますので、医療機関から問合せがあった場合には御案内ください。

≪参照≫
医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html

担　当：医療整備課医務担当
電　話：０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０２
E-Mail：a3530-03@pref.saitama.lg.jp

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

別紙1－2

	基本情報					事務連絡に基づく対応について				
	施設名	郵便番号	住所（都道府県から記載）	電話番号	ウェブサイトURL	初診の電話等を用いた診療の実施の有無	再診の電話等を用いた診療の実施の有無	対応診療科	担当医師名	対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名（複数ある場合は複数、住所も併せて記載）
例	○○医院	000-0000	東京都千代田区・・・	080-0000-0000	http://www…	○	○	内科 小児科	○○　○○ ○○　○○	○○病院（東京都○○区・・・） ○○病院（埼玉県○○市・・・）

対面診療に移行する際に全て自院で対応する場合は「空欄」のままにしてください。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

別紙2－2

	基本情報																			
	施設名		郵便番号	住所（都道府県から記載）			電話番号			ウェブサイトURL										
例	○○医院		000-0000	東京都千代田区・・・			000-0000-0000			http://www…										
		対応した医師		初診からの電話等による診療等の実施について （以下のいずれか該当するものに○を記入してください。）			患者情報			診療の内容										
	日付	診療科	医師名	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できた患者に対して診療を行った。	過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できない患者に対して診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った。（受診勧奨）	年齢	性別	住所地（都道府県）	診断名（診断がつかない場合は症状名）	指示の内容（対面診療を指示した場合はその旨）	処方した薬剤（処方日数）	（保険診療の場合）診療料	再診の予約日（○日後）						
例	2020/4/13	内科	○○ ○○		○		25	男	東京都	発熱	自宅待機	コカール（４日分）	電話等再診	４日後						